

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

CDGグループは、経営理念のもと、「CDGの基本的な考え方」を定め、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、持続的な企業価値の向上に努め、株主への説明責任を果たします。また、企業価値が認められ、持続的に成長するために、経営の透明性と効率性を確保するとともに、コンプライアンスの徹底を行うことで、お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等の株主以外のステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しております。これらを前提に当社グループは、取締役・監査役の指名、報酬の決定、経営監視、コンプライアンスの確保を含む経営の諸問題に対して、「透明性の確保」、「適正性の確保」、「独立性の確保」、「意思決定の迅速化」を希求し、真に競争力を有した企業として成長すべく、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を経営の最重要課題として位置づけております。

当社の経営機関制度については、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び取締役などの職務執行の監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役及び監査役会という従来から会社法に規定されている機関制度を基本としております。その上で、意思決定機能を強化するために経営執行会議、幹部会等の会議体を設置して、経営責任の明確化と業務執行の迅速性、意思決定の透明性の向上を図っております。したがって、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社型の経営機関制度を基軸としつつ、重要な業務執行課題については経営執行会議、幹部会等で十分な議論を経て迅速に展開し、これを取締役会が監督するという仕組みを基本としており、現体制は有効にその機能を果たしていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えているため、現時点では議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後この比率が30%以上となった時点で、これらの対応について検討してまいります。なお、2022年12月31日時点の比率は、株主数比で0.34%であります。

【補充原則 3-1-2】

上記【補充原則 1-2-4】と同様。

【補充原則 5-2-1】

当社では、事業ごとに損益の管理を行い、人的資源の配分などを行っておりますが、今後は、本コードの趣旨を踏まえ、事業ポートフォリオに関して、より一層分かりやすい説明が可能な分類につき検討を進めてまいります。また、経営資源の配分等に関する具体的内容については、今後取締役会を含む経営会議において議論を行い、適切な開示に向け取り組んでいく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4】

政策保有株式に関する方針

(保有に関する方針)

- ・ 当社は、良好な取引関係・提携関係等の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持・強化に繋がり、かつ当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、株式を保有する。
- ・ 保有する全ての上場株式については、保有先会社との取引状況および当社の事業戦略等定性面の観点のほか、資本コストに見合っているかの検証、配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点も踏まえ、保有の要否について総合的に検討する。検証の結果、保有の意義が薄れたと判断される株式については、株価の動向、市場への影響等を考慮のうえ売却を進める。(2022年12月末時点の政策保有株式数は5銘柄となっております。)

(議決権行使に関する方針)

- ・ 政策保有株式の議決権の行使については、すべての議案に対して議決権を行使することとし、議案の内容のみならず、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえ、以下の観点から議案に対する賛否を判断する。
 - 投資先企業の中長期的な企業価値の向上
 - 当社グループの中長期的な企業価値の向上

【原則 1-7】

- ・ 当社グループの取締役及び監査役は、当社に対して、每期「関連当事者取引管理規程」等に基づき、関連当事者間の取引の有無・内容等に関する確認書を提出しております。
- ・ 当社が関連当事者と新たに取引を行う場合には、取引内容、取引条件等について複数の独立社外取締役を含む取締役会で十分に審議したうえで意思決定を行います。
- ・ 関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示いた

します。

【補充原則 2-3-1】

当社では、創業当時から大切にしてきた考え方である、社員の豊かさの実現と環境に配慮しながら社会に喜ばれる企業となることを根底に持っており、これまで、例えば、プロモーション活動の一部が CO2 排出量の削減や植林支援、寄付活動に充てられる仕組みを提案するなど、限られた企業規模の中で可能な実践方法を模索してまいりました。当社は、この考え方をサステナビリティの在り方を示す原点として、当社が経営において特に重視するステークホルダー「社員」「お客様」「株主様」「社会/コミュニティ」に対し、価値を提供していくことを社会的責任であると認識し、サステナビリティ基本方針を定めています。この方針に基づき、サステナビリティをめぐる課題を経営テーマとして適切に対応するために、社内にプロジェクトチームを設置し、社外有識者の意見も参考に重要課題(マテリアリティ)として「職場環境」、「ガバナンスとコンプライアンス」、「サービス品質」、「環境」、「社会活動」の6つの領域において、「心の豊かさを生み出す「働く」を創る」、「おどろきと笑顔の循環型マーケティングの立案」、「テクノロジーでマーケティングをイノベーションする」、「循環型プロダクトの創造」、「パートナーシップで新しい価値を創り続ける」、「経営を支える基盤の強化」を提供価値目標として特定しています。そして、各マテリアリティ項目において KPI を設定し、調達ガイドラインとしての「お取引先行動指針」を制定するなど、これら重要課題に対する対応を実務レベルで推進し、全社的な具体的な取り組みとしての実効性を高めております。この取り組みの結果、2022年度は、ESGに積極的に取り組む企業が選定される「SASTAINA ESG AWARDS 2022」において受賞いたしました。今後も、社会との共通価値創造に向けた取り組みを経営課題と位置付け、取締役会を含む経営会議において多面的な議論と進捗の管理を行い、当社の企業価値向上に向け取り組んでいく方針です。

【補充原則 2-4-1】

当社の事業内容及び拠点を踏まえるとともに、将来の事業拡張を鑑みると、中核人材の多様性の確保について女性及び中途採用者の管理職への登用の推進は重要な課題と考えております。2022年12月末時点における女性管理職比率は26.0%、中途採用者の管理職比率は68.8%となっており、一定の水準には達していると認識しております。しかしながら、女性管理職比は、かねてより上位職志向などにおいて男女差があることは課題と捉えており、まずは30%を超えることを目標としたうえで、多様な働き方への対応や、一層女性活躍推進等により、女性管理職比率を高めることを目指しております。なお、当社は主に国内向け事業を中心としていることから、従業員に占める外国人の割合は0%となっております。また、人材育成方針と社内環境整備方針については、当社には「価値創造の源泉は人材」であるという考えを中心に置き、公正で納得性の高い評価を実施することはもちろんのこと、育児や介護、その他のライフイベントが発生した場合において、それらと仕事とが両立できる支援制度を整え、全ての社員が継続して働きやすい職場となるよう環境整備を進めております。加えて、当社の事業成長を加速させるには、社員一人ひとりが成長し、成果を最大化することが重要と考えており、それらの実現に向けた人事戦略の策定や研修制度の充実に取り組んでおります。

【原則 2-6】

当社は、社員の退職給付を充てるため、確定給付企業年金制度を導入しております。確定給付企業年金制度の積立金の管理及び運用に関しては、スチュワードシップ・コードを受け入れている社外の資産管理運用機関(第一生命保険株式会社)と契約を締結し、一般勘定と特別勘定での運用を委託しているため、運用にあたる適切な資質を持った専属人材の登用・配置は行っておりませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、管理部が業務を担当しております。担当者には適切な資質を持った人員を配置すると同時に、担当者を外部セミナー等に派遣するなど資質の向上を図っています。

【原則 3-1】

(1) 経営理念・中期経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しております。

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他基本情報」の1.に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役の報酬の決定方針と手続については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 代表取締役が各方面より意見を聞き、下記の方針に基づき、業績、人格、識見などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人選を行ない、取締役会は、その後会社法上の必要な手続を経た上で決定しております。なお、取締役候補の指名検討にあたり、取締役会での議論はもちろんのこと、その候補者について指名・報酬諮問委員会に諮問を行い、委員である独立社外取締役による面接や積極的な関与・助言を得た上でその答申を受け、最終的に取締役会での自由闊達な議論により決定を行っております。

(経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針)

・執行役員以上の経営陣幹部・社内取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランス、ジェンダーや国際性の面を考慮し、会社の規模にも照らして的確かつ迅速な意思決定が実施できること、並びに法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を基準として、総合的に判断して選任・指名する。

・社外取締役候補については、(イ)企業経営者として豊富な経験を有する者、(ロ)経済、経営、法律、会計等の企業経営に関わる専門的な知識を有する者、又は、(ハ)広く政治、社会、文化、学術等、企業経営を取り巻く事象に深い知見を有する者から、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスを考慮し、実効的な経営の監督や有用な助言の提供、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献を為し得るかを総合的に判断して指名する。

・監査役候補については、財務・会計及び法律等に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に判断して指名する。

・経営陣幹部の解任の方針と手続について、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断されるときには、独立社外取締役が出席する取締役会にて十分な審議を尽くしたうえで、決議する。

(5) 取締役・監査役候補者の選解任にあたり、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様には郵送するとともに当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則 3-1-3】

当社では、サステナビリティ方針を定めるとともに、サステナビリティをめぐる課題を経営テーマとして適切に対応するために、重要課題(マテリアリティ)の特定を行い、KPIを設定し、調達ガイドラインとしての「お取引先行動指針」を制定するなど実務レベルで推進しておりますが、これらの方針や具体的な取り組み、環境方針や環境に関わる取り組み、社会貢献活動などのサステナビリティに関する取り組みについて、当社ウェブサイトに掲載しております。

また、急激に変化する外部環境を的確に捉え、次に時代を見据えた人材や組織、風土の構築が必要となっており、将来への基盤強化を進めるにあたっては、知的財産への投資も重要となっております。当社では、人的資本や知的財産への投資等について、部門別の人員変動や採用の進捗

に加え、DX対応を含む非財務投資に対する投資計画や実行状況について、取締役会での定期審議事項とするなど、取締役会の監督機能に実効性を持たせる仕組みづくりについて検討を進めてまいります。当社では、社員一人ひとりの成長を支援できる「働きがいのある会社」と、多様な人材と多様な働き方を支援する「働きやすい会社」の両立を目指し、社員一人ひとりが自律的にキャリア開発できる土台を整えるために、能力を発揮できる制度の構築を進めており、引き続きサステナビリティ社会に適應できる人材育成に努めてまいります。なお、健康経営やワークライフバランスの推進に関する取り組みやこれらに関する数値データについては、当社ウェブサイトに掲載しております。

その他、気象変動をはじめとする環境課題については、年々劇的に変化しているところ、当社では顧客のセールスプロモーション活動を支援する事業を行っており、現在のところ気象変動問題が当社事業に重大な影響を及ぼすことは想定されておりませんが、気象変動問題への対処は、安定的な経済発展や国民生活の基盤を守る重要な取り組みであることであり、当社においても文書の電子化などの環境負荷低減への取り組みを推進するとともに、当社が保有するプロモーションの機能を活用することで、気象問題に対する啓発活動に寄与していきたいと考えております。今後については、これら取り組みに対する情報開示体制の確立について検討を進めてまいります。

【補充原則 4-1-1】

次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。

会社法及び他の法令に規定された事項、 定款に規定された事項、 株主総会の決議により委任された事項、 その他経営上の重要な事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしております。

業務の執行の状況その他会社法及び他の法令に規定された事項、 その他取締役会が必要と認めた事項

【補充原則 4-2-2】

当社では、創業当時から大切にしてきた考え方である、社員の豊かさの実現と環境に配慮しながら社会に喜ばれる企業となることをサステナビリティの在り方を示す原点として、サステナビリティ基本方針を以下のとおり定めています。

「私たち CDG は、持続可能な社会の実現に向け、イノベーションを追求することでプロモーション機能の発信力を高め、ビジョンの実現と新たな挑戦を通じて、さまざまな社会課題の解決と企業価値の向上に取り組んでいきます。」

当社は、当該基本方針に基づき、サステナビリティをめぐる課題を経営テーマとして適切に対応するために、重要課題(マテリアリティ)の特定をし、これら重要課題に対する対応を実務レベルで推進しており、今後も、顧客や協力会社などの取引先、また社員と取り組み施策を共有し、企業活動全体を通じて社会的責任に対する取り組みを強化していきたいと考えています。

また、人的資本や知的財産については、部門別の人員変動や採用の進捗に加え、DX 対応を含む非財務投資に対する投資計画や実行状況について、取締役会での定期審議事項とするなどしておりますが、引き続き、取締役会の監督機能に実効性を持たせる仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

【原則 4-9】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の独立性基準を独自に定め、これに該当する者を独立社外役員として選任しております。

(独立社外役員の独立性基準)

当社は、独立社外役員候補者の選定にあたり、下記の独立性基準を設けることとし、これらの基準のいずれにも該当する者から独立社外役員を選任することとする。なお、独立社外役員は、就任後においても、当該独立性基準に従った独立性を維持するよう努める。

1. 現在CDGグループ(注1)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員又は使用人でなく、また、過去においてもCDGグループの取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員又は使用人であったことがないこと。
(注1) CDGグループとは、株式会社CDG及び株式会社CDGの子会社をいう。
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、CDGグループの大株主(注2)又は当該大株主の取締役、執行役、監査役、執行役員若しくは使用人であったことがないこと。
(注2) 大株主とは、会社の総議決権の10%以上に相当する株式を保有する者をいう。
3. CDGグループの主要な取引先企業(注3)の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
(注3) 主要な取引先企業とは、直前事業年度及び過去3事業年度における取引の支払額又は受取額がCDGグループ又は取引先(親会社及び重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
4. CDGグループから多額の寄付(注4)を受けている法人、団体等の理事、監事又は取締役、執行役、監査役、執行役員若しくは使用人その他これに類する者でないこと。
(注4) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
5. CDGグループとの間で、社外役員の相互就任(注5)の関係にある会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
(注5) 社外役員の相互就任とは、CDGグループ出身者(過去10年間に於いてCDGグループの業務執行者であった者をいう)を社外役員として受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社から、当社が社外役員を迎え入れることをいう。
6. 過去5事業年度のいずれかにおいて、CDGグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は従業員であったことがないこと。
7. CDGグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注6)を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)。
(注6) 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていること、団体の場合は過去3事業年度の各年度におけるCDGグループの年間連結売上高の2%以上の支払いがあることをいう。
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を一にする者でないこと。
CDGグループの取締役、監査役、執行役員又は重要な使用人(注7)
過去5事業年度のいずれかにおいて、CDGグループの取締役、監査役、執行役員又は重要な使用人であった者
上記2. から7. で就任を制限している対象者
(注7) 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。
9. その他、当社の独立社外役員として職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと。

【補充原則 4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を3名選任しております。ただ、独立社外取締役が取締役会の3分の1であり過半数には達していません。

なお、当社では取締役会の諮問機関として、取締役の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化するための任意の委員会として、「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。本委員会は、取締役会の決議により選定された取締役である委員3名で構成し、その過半数は独立社外取締役となっております。なお、委員長は独立社外取締役から委員の互選により選定しております。その他、独立社外監査役2名がオブザーバーとして委員会に出席しており取締役会に対して独立性と客観性を担保しております。本委員会の役割は、

- 取締役の報酬に関する事項
- 取締役候補の指名に関する事項
- 最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)に関する事項
- 取締役候補者の役位に関する事項
- 取締役会アンケートに関する事項
- その他取締役会が本委員会に審議を求める事項(題)

となっており、上記項目を中心に取締役会が必要と認めた事項について審議を行い、取締役会に各種提言を行うこととなっております。

【補充原則 4-11-1】

当社の取締役会は、常勤取締役4名と、専門性を有する社外取締役3名(うち独立社外取締役3名)を含む非常勤取締役5名の合計9名の取締役で構成されており、的確かつ迅速な意思決定を継続し、規模としては適切と考えております。またその構成も国籍や人種、性別にとらわれず、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力等のバランスがとれた構成としております。また、社外取締役には他社の経営経験を有する人材を前提にして選任を行っており、その経営経験に加えた各分野での専門的見地を活かし、多面的な意思決定と業務執行の監督を行っております。

なお、各取締役の知識・経験・能力等に関するスキル・マトリックスについては、定時株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則 4-11-2】

取締役及び監査役の兼任状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」の事業報告において開示しております。

【補充原則 4-11-3】

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みのさらなる強化のために必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、2017年度から取締役会の実効性に関する分析・評価を開始しております。2022年度の概要については、2023年2月21日付にて当社ウェブサイトに掲示しております。

【補充原則 4-14-2】

当社では、取締役及び監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任し、取締役会全体の実効性を高めることとしております。また、これを踏まえ、社外取締役、社外監査役を含む取締役及び監査役に対して、就任時における当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、その役割・責務に対する十分な理解や在任中におけるこれらの知識・理解の継続的な更新を目的に、個々の取締役及び監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋(外部講習会・外部交流会等)並びにその費用の支援を行います。

【原則 5-1】

(株主との建設的な対話に関する方針)

- 株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて積極的に行う。
- 株主との対話は、広報・IR室が担い、管理本部管掌役員が統括する。株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて社長、管理本部管掌役員等と対応方法を検討し、適切に対応する。
- 株主との対話を合理的かつ円滑に行うため、広報・IR室が中心となり、関連部門と連携をとり情報の共有を図る。
- 原則として年に2回、株主構成の把握を行い、能動的なIR活動に活用する。
- 株主に対して、事業報告書の発行や当社ウェブサイトによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解に資する情報の提供を行う。
- 株主との対話を通じて得られた意見や質問等は、必要に応じ、管理本部管掌役員を通じて取締役会に報告し、経営に反映することにより企業価値の持続的な向上に活用する。
- 株主との対話において、インサイダー情報の管理については、フェアディスクロージャーを徹底し、適切に対応する。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日まで、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社CLホールディングス	2,510,405	44.21
株式会社伊予銀行	279,000	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	161,000	2.83
CDG取引先持株会	152,800	2.35
CDG社員持株会	91,810	1.62
株式会社池田泉州銀行	90,000	1.58
岸本 好人	80,600	1.42
第一生命保険株式会社	66,000	1.16
図書印刷株式会社	50,000	0.80
小西 秀央	49,300	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2022年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宗次 涼子	他の会社の出身者											
溝口 聖規	公認会計士											
平田 正憲	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宗次 涼子			同氏は、複数企業の代表取締役や取締役を歴任しており、経営に関する豊かな経験・見識を有しております。また女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでおり、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に対して大きな貢献をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
溝口 聖規			同氏は、公認会計士としての専門的見地から、主に財務会計に関して、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
平田 正憲			同氏は、弁護士としての専門的見地から、主に企業法務及びコンプライアンス等に関して、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1. 本委員会設置の目的

取締役の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化するとともに、取締役会へ諮問機関としての答申を行うことにより、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的としております。

2. 本委員会の役割

- 取締役の報酬に関する事項
- 取締役候補の指名に関する事項
- 最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)に関する事項
- 取締役候補者の役位に関する事項
- 取締役会アンケートに関する事項
- その他取締役会が本委員会に審議を求める事項

3. 本委員会の構成

本委員会は、取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上5名以下で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。なお、委員長は独立社外取締役から委員の互選により選定します。また、独立社外監査役がオブザーバーとして委員会に出席します。

4. 設置日

2021年6月16日

5. その他 指名・報酬諮問委員会は旧コーポレートガバナンス委員会の名称を変更したものであり、役割の変更はございません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では内部監査の重要性に鑑み、独立した内部監査室を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行っております。

また、監査役と内部監査室との連携並びに相互補完を進めるため、年次監査計画の立案段階における意見交換に始まり、個別案件の内部監査実施毎に情報交換会を開催しており、当社内部統制の機能状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行っております。こうした情報交換を通して監査役は、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について、個別詳細な現状も含めて一層タイムリーに理解することができますので、当該リスクを回避・軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討はもとより、監査効率と監査効果を高めることが出来ると認識しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大坪 教光	他の会社の出身者													
武地 義治	税理士													
金丸 絢子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大坪 教光			同氏は、大手金融グループにおいて執行役員、グループ子会社の取締役、監査役、常務執行役員、コンプライアンスオフィサーを歴任するなど、会社経営に対する豊富な知識と経験を有しております。その知識を監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
武地 義治			同氏は、税理士として豊富な財務及び会計の知識を有するとともに、企業経営者としても豊富な経験、幅広い知識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。
金丸 絢子			同氏は、弁護士としての専門的見地から、主に企業法務及びコンプライアンス等に関して、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、高い独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して、中長期的な企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的として、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社ウェブサイトにおいても掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会決議により年額3000,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と定められています。また、監査役報酬額は、2003年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と定められています。取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び手続については、次のとおりです。

基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、持続的かつ堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した職務の遂行を促し、株主の皆様と利益を共有できる報酬体系とし、報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保するとともに、その役割と責任を踏まえた適正な報酬水準を設定することを基本方針とする。

報酬の構成

取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬で構成される。

a. 固定報酬

固定報酬は、月額報酬及び株式報酬により構成され、月額報酬は、役位に基づく基準額に、各役員の職責や役割その他会社の業績、従業員給与の水準等を総合考慮して決定し、金銭にて毎月支給する。また、株式報酬は、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づき算定された当社株式を退任時に支給する。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬は、賞与により構成され、各事業年度の連結経常利益目標を達成した場合に、その達成率に応じて算出された額の範囲で、過去の事業年度の実績の超過度合い等を考慮して決定し、各事業年度の会社業績確定後に支給する。

個人別の報酬等の額の決定に関する方針

a. 業務執行取締役

業務執行を担う取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬により構成し、それぞれの割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合とする。

b. 非業務執行取締役及び監査役

社外取締役及びその他の業務執行を行わない取締役と監査役については、主な職務が業務執行取締役の業務執行の監督及び監視をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、これを有効に機能させることを目的として、月額報酬のみとする。

報酬決定の手続

取締役の個人別の報酬額は、「役員報酬規程」に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき代表取締役社長により作成された素案について、指名・報酬諮問委員会(委員長及び過半数の委員を独立社外取締役とし、また、委員を代表取締役以外の取締役で構成する。)で審議した上で、委員会から答申を受けた取締役会が決定する。監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは設置していませんが、必要に応じて管理本部にて適宜対応する体制としております。情報伝達体制につきましても管理本部にて実施し、取締役会の議題に関する資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて適宜、メールや電話などにより事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、子会社の重要事項につきましても、グループ経営の観点から当社の取締役会で報告を行なっております。なお、取締役のうち3名は社外取締役であります。

2. 監査役会

当社の監査役会は監査役4名で構成されており、定期的に監査役会を開催しております。各監査役は定時及び臨時取締役会やその他重要会議にも出席を行い、取締役の業務執行に対する具体的な意見を具申するとともに、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、監査の有効性・効率性を高めるため内部監査室とは積極的な情報交換を行い連携を保つとともに、監査法人の独立性を監視し、監査法人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより監査法人とも連携を図っております。なお、監査役のうち3名は社外監査役であります。

3. 会計監査人

当社は会計監査人としてPwC京都監査法人を選任しております。

4. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みのひとつとして、独立役員5名(社外取締役3名、社外監査役2名)を指定しております。

5. 内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長と他1名の2名にて構成されており、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。内部監査室長は毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って監査業務を実施するとともに、必要に応じて監査役及び監査法人との調整・連携を図り、効率的な監査業務の遂行を行っております。

6. 幹部会

毎週開催される、社長、取締役及び各部門の指定メンバーが参加する会議において、経営、事業の遂行に関する事項について部門横断的に活発に協議、決定し、部門間での情報共有及び部門間での重要事項の方向性の確認を行うとともに、事業展開上のリスク要因となる可能性が考えられるものの洗い出しを行い対策を検討しております。

7. 弁護士及び監査法人等その他第三者の状況

当社は、弁護士法人大江橋法律事務所及び弁護士法人祝田法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題に関し適時に助言と指導が得られる体制をとり、国内及び海外の諸問題について随時相談することで、会社運営上の法的リスクの軽減を図ると共に、経営に対する法的コントロールを機能させ、コンプライアンスを強化しております。また、PwC京都監査法人の会計監査を定期的に受けるほか、会計上の問題点については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。税務関連業務に関しましては、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しております。3名の社外取締役を含む取締役会において、経営の重要課題に関する意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会がそれを監視する体制が、当社経営において有効であると判断するためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の14日以上前に発送しております。2023年3月28日開催の第49回定時株主総会においては、同月9日に発送しました。また、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて招集通知を同年2月28日に早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、電磁的方法により議決権を行使することができます。
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	トップメッセージ、プレスリリース、決算短信(年4回)、事業報告書(年2回)、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。また、株主総会での事業報告のポイントを動画にて当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、広報・IR室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動規範を遂行することにより、ステークホルダーの満足度を高め、企業価値向上を図ることを目指しております。また、ステークホルダー等のプライバシーにつきましては、個人情報保護規程を制定・運用するとともに、プライバシーマークを認定取得しており、個人情報保護方針を策定し、当社ウェブサイト及び事務所等に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境に対する意識、関心が年々高まっており、企業、一般消費者を問わず、環境に対する責任が求められています。このニーズに応えることは、国連の掲げる持続可能な世界を実現する開発目的(SDGs)に貢献することにもなります。当社では、創業以来、社員の豊かさの実現と環境に配慮しながら社会に喜ばれる企業となることを目指しており、例えば、プロモーション活動の一部がCO2排出量の削減や植林支援、寄付活動に充てられる仕組みの提案など、これまでも事業活動を通じて限られた企業規模の中で可能な実践方法を模索してまいりましたが、この考え方を原点として、サステナビリティ基本方針を定めるとともに、事業活動を通じて地球の環境保全に対する取り組みを実践するよう自社の環境方針を定めています。具体的な取り組みとしては、環境マネジメントに対する国際的な認証であるISO14001を取得し、省資源・省エネルギーでの事業活動推進を行うほか、事業活動で発生した余剰品を顧客の了承を得て障がい者施設をはじめとした福祉施設に定期的に無償提供するなど、社会貢献活動との連携による廃棄物の軽減に取り組むなどしています。また、当社では、社員一人ひとりが「責任ある社会の一員」であるという発想のもとで、社会福祉法人への継続的な募金・寄付活動を行うなど、積極的・能動的なCSR活動を行っております。
その他	経営方針の中核事項として「三位一体満足の経営」を掲げ、株主・顧客・社員の満足度を追求していくこととしております。また、当社従業員の半数以上は女性であり、女性の活力を今まで以上に発揮できる組織作りに注力しております。また、当社では執行役員はもちろんのこと、社外取締役及び社外監査役にも女性を登用し、これまで以上に女性の意見を経営や事業サービスに反映していく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスは経営者が自己の責任をどのように果たしているかについて、株主をはじめとしたステークホルダーに説明できるように、自己の企業経営という職務を果たすための仕組みであると考えており、それはリスクマネジメントと統合された内部統制そのものであると認識しております。そういう意味で当社におきましては、有効なリスクマネジメントと統合された内部統制を構築・維持することによって、はじめて企業責任を全うすることが確保出来る前提にあると考えております。また、法令遵守の意味で使用されることの多い「コンプライアンス」について、当社においては関連法規の遵守という限定的な範囲ではなく、経営理念を前提とした社内ルール等への遵守も含むものと理解しており、経営管理のプロセスであるPDCAサイクルの中に組み込まれた活動として位置づけております。また設定した仕組みが形骸化しないためにも、定期的な定量的評価が必要であると考え、内部監査においてその実態を調査、分析してフィードバックできるように、一定のモニタリングを実施しております。

【内部統制の体制整備の基本方針等】

当社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役並びに取締役会、及び監査役、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとし、以下の通り内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。

- (2) 代表取締役社長は、社内規則に定めるとおり取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- (3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 法令または取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの洗い出しを行えるよう、代表取締役社長、取締役及び指名メンバーが参加する会議を週次で開催することとする。
- (2) 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
- (2) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを関係会社管理規程に定める。
- (2) 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
- (3) 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告することを内部監査規程に定める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを監査役監査規程に定める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができることとする。
- (2) 監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。また、対処方法に関し「反社会的勢力対応マニュアル」作成し、従業員に周知徹底するとともに、担当統括部署を管理部とし、対応に当たっては管理部が中心となって顧問弁護士や必要に応じて警察など、外部専門機関と連携して対応を行ないます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【1.コーポレートガバナンス体制についての概要図】

当社のコーポレートガバナンス体制の概要図は別紙のとおりです。

【2.適時開示体制の概要】

1.適時開示に対する基本方針

当社は、株主及び一般投資家を含めたステークホルダーに対して適時、公正かつ適正な情報を提供するため、東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に従った重要情報の開示に加え、投資家にとって有用であると判断した情報についても積極的な情報発信をしております。

2.適時開示の社内体制

当社は、管理本部長を情報管理責任者、各部門長を情報管理担当とし、管理本部管理部(以下、「管理部」という)を情報統括部署としております。情報管理責任者は、投資者が適切な投資判断を行うために必要な情報の把握と厳正な管理に努めております。開示内容については、適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開いたします。その後、速やかに当社ウェブサイトでも公開いたします。

(1)決定事実に関する情報

重要な決定事項につきましては、原則として毎月1回開催しております取締役会において決定する他、必要に応じ臨時に取締役会を開催することで、迅速な決定を行える体制を整えております。決定された重要事実については、適時開示規則に従い開示が必要であるか否か管理本部で検討し、開示が必要と判断されたときは、管理部を通じて迅速に開示できる体制を整えております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示しております。

(2)発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理本部長に情報が集約され、管理本部長を通じ経営執行会議、取締役会に報告がなされます。管理本部では、適宜に当該情報の内容の検討を行い、開示が必要と判断されたときは、管理部を通じて迅速に開示できる体制を整えております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士等とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示しております。

(3)決算に関する情報

決算に関する情報についての開示資料は、管理部経理課にて作成し、会計監査人による監査、最終的に取締役会において承認決議された後、取締役会当日に決算情報の開示を行っております。

3.適時開示に係る社内体制の監査

当社では、インサイダー取引の未然防止を図るため、「インサイダー取引防止規程」を定め、役員及び従業員に対して、周知徹底に努めております。また、代表取締役社長より直接任命されている内部監査人が、定期的に内部監査を実施し、適時開示体制の実効性を評価しております。

